

2026 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：商法 (配点：80 点)

注 意 事 項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で 3 ページである。
解答用紙は、全部で 6 ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、6 ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第 1 問は 1 ページから、第 2 問は 3 ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆 (HB か B)、シャープペンシル (B)、黒ボールペン
又は万年筆 (黒インク) を使用すること。
- 9 営利目的で複製、転載、転用することを禁止する。また、入試問題を二
次利用する場合は別途著作権許諾処理等を行うこと。

(商法)

第1問

次の文章を読んで、後記の問1から問3について、答えなさい。なお、解答に際しては、問1から問3はそれぞれ独立した事案であることを前提としなさい。

Aは、甲株式会社（以下「甲社」という）の株式1000株（以下「本件株式」という）を保有していたところ、Bに対して本件株式を譲渡した。ところが、当該譲渡については株主名簿の名義書換えがなされておらず、本件株式の株主名簿上の株主はAのままであった。なお、甲社は株券発行会社ではなく、本件株式は振替株式または譲渡制限株式のいずれでもない。

(配点：30点)

問1 Bは、どのような方法によって株主名簿の名義書換えを請求することができるか、説明しなさい。

問2 甲社は、その株主総会において、AではなくBに本件株式についての議決権の行使を認めることができるか、説明しなさい。

問3 甲社は、剰余金の配当として1株あたり100円を支払うことを決定し、本件株式についての配当として10万円をAに対して交付した。Bは、Aに対して、その配当として受け取った10万円をBに支払うことを求めたいと考えている。このような請求が認められるか、説明しなさい。

第2問

次の文章を読んで、後記の問1および問2について、答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という）は、会社法上の公開会社である。甲社の発行済株式総数は10万株である。甲社は種類株式発行会社ではなく、甲社の定款において単元株に関する定めは置かれていない。甲社は自己株式を有しておらず、甲社の株主の中に相互保有により甲社の株主総会において議決権が制限された株主は存在しない。

甲社の定款には、毎年6月に定時株主総会を開催すること、および、株主総会の議長は代表取締役社長とする旨の定めが置かれている。

Aは、令和6年5月1日から甲社の株式を1000株保有する株主である。Bは、令和6年8月1日から甲社の株式を250株保有する株主である。Cは、甲社の代表取締役社長である。

Aは、令和7年4月1日に、甲社に対して、令和7年6月に開催される予定の甲社の定時株主総会において、取締役の選任を株主総会の目的とすることを請求するとともに、A自身を取締役の候補者とする議案の要領を株主に通知することを請求した。

甲社は、令和7年6月2日に開催された取締役会において、同年6月26日に定時株主総会を開催すること、および、取締役5名を選任することを株主総会の目的である事項とすることを決議した。さらに、具体的な取締役の候補者として、C、D、E、FおよびGの5名を候補者とする議案を甲社として提案することを決定した。なお、甲社は直近の業績が不振であるため、剰余金の配当は株主総会の目的である事項とはされなかった。

令和7年6月3日に、上記の定時株主総会にかかる招集通知（以下「本件招集通知」という）が発出された。本件招集通知には、株主総会の目的である事項として、取締役5名を選任することが記載されるとともに、上記の甲社の提案に関する議案の要領が記載されたが、Aの提案に関する議案の要領は記載されなかった。

令和7年6月26日に開催された定時株主総会（以下「本件株主総会」という）において、議長であるCから、取締役の選任について、甲社の提案に関する議案の説明があり、この議案が議場に諮られた。その際、議場にいたAは発言を求め、A自らを取締役にすることを株主として提案した。

Cは、Aの発言を受け、まず、Aを取締役として選任するというAの提案について議場に諮ったが、これに賛成する株主が僅かであったことから、この提案は否決された。その後、Cは、甲社の提案する議案について議場に諮ったところ、すべて賛成多数となり、これらの議案は可決された（以下「本件株主総会決議」という）。

その後、予定された議事がすべて終了したことから、Cが本件株主総会の終結を宣言しようとしたところ、議場にいたBが発言を求め、いくら業績が不振であるからといって配当金

(商法)

がないのは株主として困ると述べた上で、1株あたり100円の配当を行うことを株主として提案した(以下「本件提案」という)。これに対して、Cは、本件提案を議場に諮る必要はないと述べて、そのまま本件株主総会の終結を宣言した。

(配点：50点)

問1 CがBによる本件提案を議場に諮らなかったことについて、会社法上の問題はないか、説明しなさい。

問2 Aは、令和7年8月1日の時点において、本件株主総会決議の取消しを求めることを検討している。考えられるAの主張およびその当否について、論じなさい。

<出題の趣旨等 2026年度 商法>

〔出題の趣旨〕

第1問は、株主名簿の名義書換えの方法および株主名簿の名義書換えが行われていない場合における法律関係について説明させることによって、株主名簿の名義書換えの意義や効力等を正確に理解することができるかどうかを問うものである。

第2問は、公開会社において株主提案権が問題となった事案を検討することによって、取締役会設置会社における、議題提案権、議案提案権および議案要領通知請求権について、その異同を含めて正確に理解することができるかを問うものである。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問 30点

第2問 50点

合計 80点

〔採点基準〕

・第1問について

問1では、株主名簿の名義書換えを請求するための方法について、会社法の規定を引用しつつ説明することが求められる。問2では、株主名簿の名義書換えが行われていない場合に会社が名義書換未了の株式取得者をどのように扱うことができるのかについて、会社法の規定や株主名簿制度の趣旨を踏まえて説明することが求められる。問3では、株主名簿の名義書換えが行われていない場合に譲渡当事者間で配当財産がどのように扱われるのかについて、株主名簿の名義書換えの意義を踏まえて説明することが求められる。

・第2問について

問1では、甲社は、公開会社であることから、取締役会設置会社であるため（会社法327条1項1号）、会社法303条2項の要件を満たす場合でなければ議題を提案することはできないこと、また、事前に決定された議題しか決議できないため（会社法309条5項）、剰余金の配当に関する議案を提案することはできないこと（会社法304条参照）、そのため、Cの対応に会社法上の問題はないことについて適切に説明することが求められる。

問2では、Aが原告適格を満たしていることを確認した上で、会社法305条1項の要件を満たすAの議案要領請求権にCが適切に対応しなかったことが招集手続の法令違反であるとして、本件株主総会決議が取り消されるべきか（会社法831条1項1号）について適切

に論じることが求められる。その際、Aの提案が本件株主総会決議と密接に関連するものであること、および、たとえCが当日議場に諮ったからといって事前に株主に情報を提供するという上記規制の趣旨は果たされないことについても言及することが望ましい。